

自然災害の発生に際して発出された国通知(抜粋)

3 平成 30 年 7 月豪雨関係

番号	日付	題名	概要
1	平成 30 年 7 月 7 日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系、短期入所系及び通所系事業所のサービス利用については災害等による定員超過利用が認められる。その際の介護報酬や運営基準等については柔軟な取扱いを可能とする。 ・被災のため利用者負担に困難を生じている者については介護保険法第 50 条又は第 60 条に基づき保険者判断により利用者負担を減免できる。 ・被災のため保険料の納付が困難な者については、介護保険法第 142 条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができる。
2	平成 30 年 7 月 7 日 平成 30 年 7 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年台風及び前線等に伴う大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について(平成 30 年 7 月 7 日) ・平成 30 年台風及び前線等に伴う大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について(平成 30 年 7 月 12 日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより介護サービス事業所に提示できない場合、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとする。 ・要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)については、下記の取扱とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができる。 ・要介護認定の新規及び更新等の申請を行う者が、上記の事情により被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる。 ・既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる。 <p>※被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取り扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨すること。</p>
3	平成 30 年 7 月 9 日	平成 30 年(2018 年)台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて	<p>平成 30 年 6 月の介護サービス提供に関し、被災によりサービス記録が失われた場合などに介護報酬の概算請求を可能とする。</p> <p>※概算請求額の算出方法、被保険者証の提示ができない利用者を受け入れた場合や給付管理票が提出されない場合等の介護報酬の算定方法などが示されている。</p>
4	平成 30 年 7 月 10 日	平成 30 年 7 月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害に伴い被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足することで人員基準を満たすことができなくなる場合についても介護報酬や運営基準等については柔軟な取扱いを可能とする。 ・要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能である。
5	平成 30 年 7 月 10 日	平成 30 年 7 月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について	<p>避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型(介護予防)サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるが、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととする。</p>
6	平成 30 年 7 月 10 日	平成 30 年 7 月豪雨により被災した要支援高齢者等への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地においては、居宅介護支援事業者等と連携しつつ必要なサービス抵抗に繋がるよう支援をお願い

			<p>いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングについて、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって可能とする等の柔軟な取扱いを認める。
7	平成 30 年 7 月 11 日	平成 30 年 7 月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて	<p>介護報酬の各種加算及び減算の特例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬については、被災を理由に看護体制加算や個別機能訓練加算等の算定要件を満たさなくなった場合であっても、利用者の処遇に配慮した上で算定を可能とするなど柔軟な対応を可能とする。 ・居宅介護支援等に係る基準及び報酬上の取扱いについて、介護支援専門員 1 人あたり担当数が基準を超えた場合など、通常時は介護報酬が減算される状況であっても減算を行わないなど柔軟な取扱いが認められる。 等
8	平成 30 年 7 月 11 日	平成 30 年 7 月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について	東日本大震災の際と同様、社会福祉法人の所轄庁と事前協議を行った上で要件を満たす場合は、社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することを認める。
9	平成 30 年 7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 7 月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における適切な支援について ・避難所での認知症の人や高齢者の健康管理 ・避難所での認知症の人と家族支援ガイド 	避難所における認知症の方へ支援に当たっての配慮等について、別添の資料を送付するので周知をお願いしたい。
10	平成 30 年 7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年台風 7 号及び前線等に伴う災害による避難所等に伴う心身の機能の低下の予防について ・生活不活発病予防(避難所用) ・生活不活発病予防(災害地域生活者用) ・生活不活発病チェックリスト ・生活機能低下予防マニュアル 	避難所におけるいわゆる「生活不活発病」の発症が危惧されるため、本通知の添付資料やマニュアルに基づき、保健師等により避難所での保健指導、介護予防等を行うこと。
11	平成 30 年 7 月 12 日 平成 30 年 7 月 13 日 平成 30 年 7 月 13 日 平成 30 年 7 月 14 日 平成 30 年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その 2) ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サ 	国が指定する対象地域に住所を有し、財産に著しい損害を受けた又は収入が著しく減少した被保険者につき、被保険者本人の申し立てに基づき、当面、平成 30 年 10 月までの介護サービス分について支払を猶予する取扱いとする。

	平成 30 年 7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ービス事業所等における取扱いについて(その 3) ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サ ービス事業所等における取扱いについて(その 4) ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サ ービス事業所等における取扱いについて(その 5) ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サ ービス事業所等における取扱いについて(その 6) ・平成 30 年 7 月豪雨で被災した保険者の一部負担金取扱い の周知について ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サ ービス事業所等における取扱いについて(リーフレット) ・リーフレット 	
12	平成 30 年 7 月 19 日 平成 30 年 7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための 特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同 条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延 長後の満了日を平成 30 年 11 月 30 日とする措置を指定 する件について ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための 特別措置に関する法律等により延長された介護保険関係 特定権利利益に関する事務取扱について 	<p>平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市 町村においては、次のように取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の有効期間を延長し、その満了日を平成 30 年 11 月 30 日とする。 ・平成 30 年 6 月 28 日から同年 11 月 30 日までの間 に有効期限が満了する次の事項について、特定被災 区域内に事業所を有する者又は居住地を有する者 については、その有効期間を平成 30 年 11 月 30 日 まで延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護サービス事業者の指定 ・介護老人保健施設の許可 ・介護支援専門員証